

○吉川市イメージキャラクター使用取扱要綱

平成22年12月3日

告示第276号

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉川市イメージキャラクター（以下「イメージキャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 何人も、イメージキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 吉川市の品位を傷付け、又は傷付けるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標、意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当であると市長が認めるとき。

(使用方法)

第3条 イメージキャラクターは、市長が別に定める吉川市イメージキャラクター「なまりん」デザインマニュアル（以下「マニュアル」という。）に従って使用しなければならない。

(販売を目的とする使用の承認)

第4条 イメージキャラクターを使用して販売を目的とする物品を製作しようとする者は、あらかじめイメージキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定によるイメージキャラクター使用承認申請書を受けた場合において、イメージキャラクターの使用を適当と認めるときはイメージキャラクター使用承認書（様式第2号）、適当でないと認めるときはイメージキャラクター使用不承認書（様式第3号）を交付するものとする。
- 3 前項の規定によりイメージキャラクターの使用承認を受けた者は、承認された用途のみに使用することとし、使用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 4 市長は、第2項の規定によりイメージキャラクターの使用承認を受けた者に対し、販売等の状況について報告を求めることができる。

(承認内容の変更)

第5条 イメージキャラクターの使用承認を受けた者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめイメージキャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請について適当と認めるときはイメージキャラクター使用変更承認書（様式第5

号)、適当でないと思えたときはイメージキャラクター使用変更不承認書(様式第6号)を交付するものとする。

(権利の設定の禁止)

第6条 何人も、イメージキャラクターについて意匠法(昭和34年法律第125号)第6条の規定による意匠登録及び商標法(昭和34年法律第127号)第5条の規定による商標登録に係る願書の提出をしてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第7条 市長は、第3条、第4条第2項又は第5条第2項の規定によるイメージキャラクター使用承認書又はイメージキャラクター使用変更承認書の交付を受けずにイメージキャラクターを使用している者に対し、その使用の差止めの請求、必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。この場合において、当該請求等を受けた者は直ちに当該請求等に従わなければならない。

2 市長は、第4条第1項又は第5条第2項の規定によりイメージキャラクター使用承認書又はイメージキャラクター使用変更承認書の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、イメージキャラクター使用・使用変更承認取消通知書(様式第7号)によりその承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段を用いて使用の承認を得たとき。

(2) 第2条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第3条、第4条第3項又は第5条第1項に定める事項を遵守しなかったとき。

(4) 前条の規定に違反したとき。

3 市は、前2項の規定による請求等又は承認の取消しによる損害その他のイメージキャラクターの使用に関する損害について、一切の責めを負わない。

(争論等の解決)

第8条 イメージキャラクターの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、使用する者の責務において解決しなければならない。

(庶務)

第9条 イメージキャラクターの取扱いに関する庶務は、市民生活部商工課において処する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、イメージキャラクターの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。